小型船舶用泊地等使用許可(変更)申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　広島県東部建設事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては事務所の所在地，

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称及び代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先電話番号　　　　―　　　―

　次のとおり小型船舶用泊地等を使用したいので，許可してください。

１　使用する小型船舶用泊地等

２　係留等を行う船舶等

(1)　船舶

　　　　　　　　　　　（船舶番号　　　　　　　広島・船舶の長さ　　　　ｍ）

(2)　係留の用に供する工作物（該当するものに〇印）

　　　　ア　係船環

　　　　イ　ロープ

　　　　ウ　防舷材

　　　　エ　通船（長さ　　. 　　ｍ）

　　　　オ　桟橋（長さ　　. 　　ｍ）

　　　　カ　渡橋（長さ　　. 　　ｍ）

　　　　キ　梯子

　　　　ク　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３　使用期間

　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

備考　１　小型船舶用泊地等とは，プレジャーボートの係留を許可することができるものと認めて知事が別に指定した水域及び当該水域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁，物揚場，防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。

２　「１　使用する小型船舶用泊地等」については，「地方港湾○○港○○地区（○○市○○町地先）のうち，申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された小型船舶用泊地等の区域」の例により記載するものとする。

３　「２　係留等を行う船舶等」の記載事項のうち，「⑴　船舶」については「モーターボート（船舶番号○○○－○○○○○広島・船舶の長さ○○．○○ｍ）」の例により，「⑵　係留の用に供する工作物」については「ア　係船環，イ　ロープ，ウ　防舷材，エ　桟橋（長さ○○．○○ｍ），オ　渡橋（長さ○○．○○ｍ），カ　はしご」の例により記載するものとする。

暫定係留区域等使用許可(変更)申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　広島県東部建設事務所長　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　法人にあっては事務所の所在地，

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名称及び代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先電話番号　　　　―　　　―

　次のとおり暫定係留区域等を使用したいので，許可してください。

１　使用する暫定係留区域等

２　係留等を行う船舶等

(1)　船舶

　　　　　　　　　　（船舶番号　　　　　　　　　広島・船舶の長さ　　　　　ｍ）

(2)　係留の用に供する工作物（該当するものに〇印）

ア 係船環

イ ロープ

ウ 防舷材

エ 通船（長さ　 　.　　 ｍ）

オ 桟橋（長さ　 　.　　 ｍ）

カ 渡橋（長さ　 　.　 　ｍ）

　　　　キ 梯子

　　　　ク その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

３　使用期間

　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

備考　１　暫定係留区域等とは，広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第１号）第17条第１項の規定により知事が指定する区域及び当該区域へのプレジャーボートの係留の用に供する工作物を設置することとなる当該水域に接する岸壁，物揚場，防波堤その他の港湾施設及び漁港施設をいう。

２　「１　使用する暫定係留区域等」については，「地方港湾○○港○○地区（○○市○○町地先）のうち，申請書添付書類中の位置図及び見取り図で示された暫定係留区域等の区域」の例により記載するものとする。

３　「２　係留等を行う船舶等」の記載事項のうち，「⑴　船舶」については「モーターボート（船舶番号○○○－○○○○○広島・船舶の長さ○○．○○ｍ）」の例により，「⑵　係留の用に供する工作物」については「ア　係船環，イ　ロープ，ウ　防舷材，エ　桟橋（長さ○○．○○ｍ），オ　渡橋（長さ○○．○○ｍ），カ　はしご」の例により記載するものとする。